



## 「粟生線サポーターズくらぶ」からのお知らせ

### ■「粟生線サポーターズくらぶの集い」の開催を見送ります

粟生線サポーターズくらぶでは、3月に「粟生線サポーターズくらぶの集い」を開催する方向で検討をしておりましたが、兵庫県・大阪府・京都府等の緊急事態宣言が未だ解除されておらず、仮に今後緊急事態宣言が解除となった場合でも、まん延防止等重点措置が取られたり、引き続き不要不急の外出自粛要請が継続されると予想され、そのような状況下では多数の方々にお集まりいただくようなイベントは開催するべきではないと判断し、今年度の「粟生線サポーターズくらぶの集い」の開催を見送ることといたしました。

昨年度の中止に引き続き今年度も見送りとなりますこと、心待ちにお待ちいただいていた方には大変申し訳ございませんが、皆さまが安全に安心してイベントにご参加いただけることを第一と考えこのような判断にいたしましたことをご理解願います。

なお、「粟生線サポーターズくらぶの集い」においてご審議いただく予定としておりました下記2件の審議事項につきましては、本書面による審議とさせていただきますので、ご意見等がございます場合は、本お知らせの最終ページの様式に必要事項をご記入のうえ、所定の宛先までFAXを送信ください。

※FAX送信の際は、FAX番号、送信面（表面・裏面）が正しいかご注意ください。

※送信いただいた内容に対して、粟生線サポーターズくらぶ事務局から個別の回答、説明等はいたしませんのでご了承ください。ただし、送信いただいた内容に対して、確認等を要する事項がある場合にはご連絡をさせていただきます場合があります。

なお、いただきましたご意見等につきましては、今後のくらぶ運営の参考とさせていただきます。

※期日（3/10）までに、それぞれの議案に対し第8期会員総数（2021年1月末時点で約700名）の過半数を超える会員からの異議がない場合は、これらを承認するものとします。

※承認結果等につきましては、粟生線活性化協議会ホームページにてお知らせいたします。

（次頁へ続く）

## ■審議事項 1号議案 「栗生線サポーターズクラブ会則」の変更について

### (1) 変更する理由

現在の会則では、クラブ役員のうち「副会長」「運営委員」「監事」はクラブの集いにより選出することとなっておりますが、今般のような社会情勢となった場合には、必要なタイミングでクラブの集いを開催できないケースが出てきてまいります。

中でも「副会長」「監事」については、クラブの活動内容等を決定していくためにも不在期間があることは望ましくない役職となりますので、これらの役員を「会長が任命する」ことに変更いたします。

### (2) 変更する内容

現行	変更後（下線部が変更箇所）
<p>（役員の選出方法及び任期）</p> <p>第 12 条 会長は、神戸電鉄栗生線活性化協議会（以下、協議会という）が任命する。</p> <p>2 その他の役員は、第 14 条に定めるクラブの集いにおいて選出する。</p> <p>3 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。</p>	<p>（役員の選出方法及び任期）</p> <p>第 12 条 会長は、神戸電鉄栗生線活性化協議会（以下、協議会という）が任命する。</p> <p>2 <u>副会長、監事は会長が任命する。</u></p> <p>3 <u>運営委員は、第 14 条に定めるクラブの集い</u>において選出する。</p> <p><u>4</u> 役員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。</p>

※ご参考までに現行の栗生線サポーターズクラブ会則を同封いたします。

（次頁へ続く）

# ■審議事項 2号議案 「くらぶ運営委員」の選出について

会員の皆様から募集していました、粟生線サポーターズクラブの2021年度運営委員候補をお知らせします。

本お知らせにおいて、運営委員候補をご紹介させていただいた後、皆さまからのご意見等を募り、会員の過半数を超える反対意見がない場合は運営委員にご就任いただく予定です。

## 委員候補のご紹介



### 1. 再任

おおさき けんすけ  
大崎 謙介 さん  
84歳 神戸市長田区在住

#### ■ボランティア活動等の経歴

- ・学校厚生会世話担当として、六甲山歩き活動や兵庫区ボランティアガイドとして活動
- ・2016年2月から運営委員として活動

#### ■自己紹介

モットーは「心と体の健康」「変化なくして進歩なし」  
2月で84歳になった老翁ですが、いつまでも「面白い」ことに挑戦したいと思っています。フリーハイクのブラ歩をこれからもどんどんやっていきたいと思っています。

しぶや たかやす  
渋谷 高靖 さん  
56歳 三田市在住

#### ■ボランティア活動等の経歴

- ・三田市小・中学校支援ボランティアのほか、地域祭事のお手伝いや地元自治会で広報活動を実施
- ・2017年2月から運営委員として活動

#### ■自己紹介

運営委員就任後カメラ版ブラ歩きを開催、最近では会員様と共同で、鉄道模型運転会を開催し、粟生線の利用機会の創出に努めております。粟生線の活性化とは、利用者が増える事と考えております。これからも利用機会の創出と、粟生線の告知活動など行ってゆく考えです。

しまだ はるお  
島田 晴夫 さん  
87歳 三木市在住

#### ■ボランティア活動等の経歴

- ・平和学習において、小・中学校訪問教育、兵庫県知事賞・三木市長賞・兵庫県連合自治会会長賞などを受賞
- ・2016年2月から運営委員として活動

#### ■自己紹介

粟生線沿線の活性化のためには、まず、街づくりが大切であると考えています。そのために、地域活性化につながる活動を積極的に行っていきたいと思っています。また、新興都市の世代交替をスムーズに行っていく必要があると考えています。

ふじわら ひろぞう  
藤原 廣三 さん  
74歳 神戸市垂水区在住

#### ■ボランティア活動等の経歴

- ・2015年7月から「神鉄沿線ぶらり旅」という名称の団体乗車活動(10~15名程度で粟生線を利用して散歩や食事を楽しむというもので、過去6年間で31回の実績)を実施
- ・2019年4月から運営委員として活動

#### ■自己紹介

鉄道活性化は、定期旅客以外の方々にたくさん乗っていただく事が大切だと思っています。そのために、神鉄を利用しながら三木・小野や時には北条鉄道などへ足を延ばして観光地巡りや食事会などを行いたいと思っています。また、他の運営委員の皆さんのイベントと連携したイベントも開催できればと思います。

もりかわ すばる  
森川 寿巴留 さん  
27歳 京都市在住

■ ボランティア活動等の経歴

- ・地元少年補導委員で夜間パトロールを実施するかたわら、餅つき大会、ふれあいコンサート、夏祭り等の運営に携わる
- ・地元中学校の図書館運営ボランティアにも携わる

■ 自己紹介

神鉄と私が出会ってから今年で約 20 年になります。今年のテーマとして、「神鉄らしさ」＝「神戸電鉄でしか味わえないこと」「私たちの生活に欠かせない存在である」など神戸電鉄らしいことをアピールしていきたいと思っております。また、他の運営委員の皆様と連携したイベント等も開催できればと思っています。

よねくら ゆういちろう  
米倉 裕一郎 さん  
55歳 神戸市兵庫区在住

■ ボランティア活動等の経歴

- ・「神鉄沿線あの日・あのころ」ポスター制作（ミュージアムトレイン内掲出）、小野市立考古館・粟生線開通 60 周年企画での資料・写真提供、小野市コミュニティーセンターボランティア講師 他
- ・2016 年 2 月から運営委員として活動

■ 自己紹介

神鉄沿線の撮影をライフワークとしながら、自らが運営するHPやフェイスブックで沿線情報を発信しています。

「できる事から一歩ずつ」をモットーに、サポーターの皆さまとともに歩みながら、粟生線と地域の将来に資する活動を目指したいと思っております。

## 2. 新任



うえだ よしのり  
植田 吉則 さん  
66歳 三木市在住

■ ボランティア活動等の経歴

- ・地元自治会で、青少年補導や自主防災活動、三木秋祭り屋台運行に携わる
- ・NPO 法人三木自然愛好研究会員として、希少動植物の保全活動や親子自然体験教室の企画運営、「増田ふるさと公園」の管理に携わる

■ 自己紹介

ふるさと三木の原風景の一つであった神鉄粟生線旧三木駅舎を平成 30 年 3 月に失い、心のどこかにぽっかりと空洞ができてしまったことに気づきました。

令和 3 年 5 月から新三木駅舎建設が始まります。まちの活性化と共に、子や孫の世代に、「ふるさとの原風景」としての新三木駅舎、神鉄粟生線を残したいという願いを持っています。

(次頁へ続く)

# FAX送信期日:2021年3月10日(水)締切り

粟生線サポーターズくらぶ事務局 審議事項担当 宛  
FAX 078-591-6917

## くらぶ会員情報

氏名 (ふりがな)	年齢	会員番号	連絡先電話番号

## 反対理由等

### 1号議案に対する反対等

※どのような理由で反対なのか等、具体的に記載ください。

### 2号議案に対する反対等

※どの候補者に対して、どのような理由で反対なのか等、具体的に記載ください。

===お問い合わせは===

粟生線サポーターズくらぶ事務局 神戸電鉄 鉄道事業本部 運輸部 ☎ 078-592-2221

神戸電鉄粟生線活性化協議会

## 粟生線サポーターズクラブ会則

(名 称)

第1条 本会は、「粟生線サポーターズクラブ（以下「クラブ」という。）と称する。

(事務局)

第2条 クラブは、神戸電鉄株式会社を事務局とする。

(目 的)

第3条 クラブは、神戸電鉄粟生線に関心のあるものが、粟生線を利用すると共に粟生線の利用促進や地域の活性化に繋がる活動を企画・実行し、また、地域の主体的な活動と連携し、また、その活動を支援することで、地域の公共交通である粟生線を維持し、沿線地域の活性化を図ることを目的とする。

(活 動)

第4条 クラブは、前条の目的を達成するために、次の活動（以下「会員の主体的な活動」という）を行う。

- (1) 会員の募集
- (2) 粟生線の利用促進に繋がる情報発信・活動の支援
- (3) 粟生線の利用促進に繋がる新たな活動の企画・提案
- (4) 粟生線の利用促進イベントの開催及び沿線地域活動との連携・支援活動
- (5) その他クラブの目的を達成するために必要な活動

(会 員)

第5条 クラブの会員は、第3条に定める目的に賛同する者（以下「正会員」という）およびその家族（以下「家族会員」という）、また、特別会員で組織する。

- 2 家族会員は、正会員1名につき大人2名、小人2名までとする。
- 3 正会員および家族会員は、毎年更新手続きを行うものとし、更新手続きを行わない場合は会員の資格を喪失する。

(粟生線活性化協力金)

第6条 会員は、粟生線活性化協力金（以下「協力金」という）を納入する。

- 2 協力金は、正会員2,000円、家族会員大人1,200円、小人600円とする。  
但し、正会員20名以上が一括申し込みをした場合の正会員の協力金は1,800円とする。
- 3 特別会員の協力金は、1口1,000円とする。
- 4 協力金はいかなる場合も払い戻しを行わない。

(特別会員の協力金)

第7条 特別会員の協力金は、神戸電鉄粟生線利用促進に資する粟生線の駅及び駅周辺施設等の整備・改修に要する費用として別途定めた上で使用する。

(交 付)

第8条 正会員および家族会員には、次の各号を交付する。

- (1) 会員証
- (2) 神戸電鉄および神戸高速1日フリーパス（1枚）
- (3) 会報

(退会、除名)

第9条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

- 2 会長は、会則に違反し、またはクラブの名誉を傷つけるなど、クラブの目的にふさわしくない会員を除名することができる。

(会員個人情報の取り扱い)

第10条 会員の住所、氏名等の個人情報は、会員証や第8条に定める交付物の発送、また、クラブに関

する連絡等に限り使用できるものとする。

(役員)

第11条 クラブに次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 運営委員 若干名
- (4) 監事 1名

(役員を選出方法及び任期)

第12条 会長は、神戸電鉄粟生線活性化協議会（以下、協議会という）が任命する。

- 2 その他の役員は、第14条に定めるクラブの集いにおいて選出する。
- 3 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第13条 会長は、クラブを代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 運営委員は、会長が必要と認めた事項を担当する。
- 4 監事は、クラブの会計を監査し、その結果を役員会において報告する。

(クラブの集い)

第14条 会長は、年に3回以上クラブの集いを招集する。

2 クラブの集いは、会員のすべてが自由に参加することができ、会員の主体的な活動を活性化させるために必要な事項について協議するほか、役員会において決定された次の事項を審議する。

- (1) 会則の制定、改廃
- (2) 役員に関する事項
- (3) 予算・決算に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

(資産及び会計)

第15条 クラブの運営に要する経費は、協力金（特別会員の協力金を除く）をもって充てる。

2 クラブの会計年度は、第3期までについては、毎年9月1日から翌年8月31日までを原則とし、第4期以降については、毎年4月1日から翌年3月31日までを原則とする。但し、第3期から第4期以降への移行措置として、第3期の期末日を翌年8月31日から翌々年3月31日に変更する。

(財務に関する事項)

第16条 クラブの現金出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(クラブが解散した場合の措置)

第17条 クラブが解散した場合には、クラブの収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、クラブの運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成24年7月2日から施行する。
- 1 この規約は、平成25年7月5日から施行する。
- 1 この規約は、平成26年7月23日から施行する。
- 1 この規約は、平成27年9月13日から施行する。